

## 八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、市内で開催されるイベント等に乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

### (貸出しの条件)

第2条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けることができる団体及びイベント等は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 市内でイベント等を主催する団体であること。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とした団体及びイベント等ではないこと。
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等であること。
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント等であること。

### (貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

### (貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認書（第2号様式）又は八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出不承認書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 申込みが複数あり、貸出しを希望する時間が重複する場合は、原則として先に受けた申込みを優先する。

(貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出し期間は、最長7日間とする。ただし、貸出しが重複しない場合であって、市長が認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら子ども部子育て支援課において移動式赤ちゃん休憩室を直接借り受け、使用を終えた後は速やかに返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃん休憩室に破損、汚損等がないか十分に確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃん休憩室の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 各備品の説明書に従い適正に管理し、及び使用すること。
- (4) 予め定められた期間までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出しの承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要領の規定に違反した場合は、貸出しの承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消した場合は、八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により貸出しの承認を取り消す場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出しの承認の取消しにより使用者に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 使用者は、移動式赤ちゃん休憩室を破損し、又は汚損した場合は、自己の責任と負担により、補修等の必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損し、又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費額の弁償をさせることができる。

(市の責任)

第11条 移動式赤ちゃん休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、移動式赤ちゃん休憩室の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附 則 (平成30年3月13日決裁)

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月8日決裁)

(施行期日)

1 この要領は、令和3年6月8日から施行する。

第1号様式（第3条第1項）

八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書

年 月 日

（宛先）八千代市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出要領を遵守することを誓約します。

記

イベント名	
概要※	
開催期間	
開催場所	
貸出希望期間	年 月 日～ 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号：

※イベント内容が分かるチラシ等を添付すること

第2号様式（第4条第1項）

八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認書

年 月 日

様

八千代市長

（公 印 省 略）

下記の条件を付して移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを承認します。

記

貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
許可条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 移動式赤ちゃん休憩室の目的以外に使用してはならない。</li><li>2 使用権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</li><li>3 許可を受けた団体は、正しい方法で監理・使用し、使用によって生じた事故については、一切の責任を負うものとする。</li><li>4 使用備品を汚損し、若しくは破損し、又は紛失したときは、直ちに市長に報告し、相当の代価をもって損害を弁償しなければならない。</li><li>5 期日内に返却しなければならない。</li><li>6 使用者がこの許可条件に違反したときは、使用を取消・変更するものとする。</li></ol>

第3号様式（第4条第1項）

八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出不承認書

年 月 日

様

八千代市長

（公 印 省 略）

申請書の内容を審査した結果、下記のとおり移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを不承認とします。

記

貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
審査結果	

第4号様式（第9条第2項）

八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消通知書

年 月 日

様

八千代市長

（公 印 省 略）

年 月 日付け 第 号で承認した移動式赤ちゃん休憩室の貸出の承認について、下記の理由に該当すると認められるため、八千代市移動式赤ちゃん休憩室貸出要領第9条第1項の規定により、承認を取り消したので、通知します。

記

貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
取消理由	